

# 「三重おもいやり駐車場利用証制度」 における妊産婦の利用期間の延長



令和5年4月1日から

**妊産婦**の方が利用できる期間を**延長**します

▶ 現行：母子健康手帳取得時～産後 **1年6か月** まで

▶ 延長後：母子健康手帳取得時～産後 **2年** まで

**全国最長！**

**多胎児（双子、三つ子など）**の場合は、産後 **3年** まで利用可能

**延長申請手続き**

令和5年3月までに有効期限を迎える方→**先行受付開始**（3月1日から）